

平成28年第4回千葉市議会定例会議案

議案第145号乃至第163号

平成28年11月



平成28年第4回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
145	平成28年度千葉市一般会計補正予算(第3号)	別冊
146	平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
147	平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
148	平成28年度千葉市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
149	千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	1
150	千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	3
151	当せん金付証票の発売額について	4
152	千葉県と千葉市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	5
153	工事請負契約について(千葉市地方卸売市場水産物部冷蔵庫棟冷凍設備改修工事)	8
154	工事請負契約について(千葉市営住宅宮野木町第2団地建替建築主体工事)	10
155	指定管理者の指定について(千葉市民活動支援センター)	11
156	指定管理者の指定について(千葉市磯辺スポーツセンター)	12
157	指定管理者の指定について(千葉市ビジネス支援センター)	13
158	指定管理者の指定について(千葉市富田都市農業交流センター)	14
159	指定管理者の指定について(千葉市子ども交流館)	15
160	指定管理者の指定について(千葉市子育て支援館)	16
161	指定管理者の指定について(千葉市科学館)	17
162	指定管理者の指定について(千葉市蘇我スポーツ公園第2多目的グラウンド(南))	18
163	議決事件の一部変更について(千葉市こてはし学校給食センターPFI特定事業に係る特定事業契約)	19

議案第149号

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（平成5年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、
同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号
中「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,
500円」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、
「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中
「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を
「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉県議会議員及び千葉市長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日
以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその
期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



議 案 説 明

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第150号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表千葉市立海浜病院の項中「心臓血管外科」を「心臓血管外科 泌尿器科」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

海浜病院の診療科目を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第151号

当せん金付証券の発売額について

市は、平成29年度における当せん金付証券の発売額を、次のとおり定めるものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 発売額 100億円以内

~~~~~

議案説明

平成29年度における当せん金付証券の発売額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第152号

千葉県と千葉市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

市は、公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の管理及び執行を、千葉県に委託するため、規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、千葉県と協議するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県と千葉市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、千葉市（以下「市」という。）の公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務を千葉県（以下「県」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 市は、千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号）に基づく公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）及び千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）に基づく延滞金（使用料に係るものに限る。以下「延滞金」という。）の徴収等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を県に委託する。

- （1）公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- （2）使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- （3）使用料に係る過誤納金の還付に関する事務
- （4）使用料の納付の勧奨に関する事務
- （5）延滞金の算定、請求及び収納に関する事務
- （6）使用料及び延滞金に係る納入証明書の発行に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務については、市が

管理し、及び執行するものとする。

(1) 千葉県水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年千葉県条例第61号）別表第1に規定する給水区域の外の区域における事務

(2) 前号に掲げるもののほか、千葉県知事（以下「知事」という。）と千葉市長（以下「市長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、千葉市下水道条例、千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号）、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例施行規則（平成23年千葉市規則第12号）その他の規程（以下「市の条例等」という。）に定めるもののほか、県の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

2 前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、知事と市長が協議して定めるものとする。

（収入の帰属）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い県が徴収する使用料及び延滞金の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第6条 知事は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正の場合の措置）

第7条 市長は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を知事に通知するものとする。

2 知事は、委託事務の管理及び執行について適用される県の規程等の全部又は一部が改正された場合は、直ちにその改正の内容を市長に通

知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年1月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉県と千葉市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約を制定するための協議について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第153号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市地方卸売市場水産物部冷蔵庫棟冷凍設備改修工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜2丁目2番1号
- 3 工事概要 (1) 冷凍設備一式  
(2) 配管設備一式  
(3) 制御設備一式  
(4) 撤去工事一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 417,960,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成30年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市中央区問屋町16番3号  
福井電機・千葉アロー建設共同企業体  
代表者 千葉市中央区問屋町16番3号  
福井電機株式会社  
代表取締役 村杉茂治  
千葉市中央区宮崎町709番地の5  
千葉アロー株式会社  
代表取締役 鮫島功一

~~~~~

議 案 説 明

千葉県地方卸売市場水産物部冷蔵庫棟冷凍設備改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第154号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市営住宅宮野木町第2団地建替建築主体工事
- 2 施工場所 千葉市花見川区宮野木台3丁目2番1外
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建2棟
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 810,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から420日間
- 7 請負者 千葉市中央区本町1丁目5番12号
松栄・常盤建設共同企業体
代表者 千葉市中央区本町1丁目5番12号
松栄建設株式会社
代表取締役 松井友蔵
千葉市中央区富士見1丁目14番11号
常盤興業株式会社
代表取締役 大木洋二

~~~~~

議案説明

千葉市営住宅宮野木町第2団地建替建築主体工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第155号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名 称       | 指定管理者                                                                                                                                                                                                              | 指定期間                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市民活動支援センター | まちづくり千葉・リベルタちば・<br>まちづくり商会共同事業体<br>千葉市中央区中央3丁目9番13号<br>特定非営利活動法人まちづくり千葉<br>理事長 山本 俊子<br><br>千葉市若葉区みつわ台5丁目12番<br>1棟304号<br>リベルタちば<br>代表 出納 いずみ<br><br>千葉市中央区道場南2丁目9番2号<br>サンオラージュ201号<br>株式会社まちづくり商会<br>代表取締役 原田 正隆 | 平成29年4月1日から<br>平成34年3月31日まで |

議案説明

千葉市民活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第156号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称         | 指定管理者                                             | 指定期間                        |
|---------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市磯辺スポーツセンター | 東京都江東区有明3丁目7番18号<br>スポーツクラブNAS株式会社<br>代表取締役 柴山 良成 | 平成29年4月1日から<br>平成33年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市磯辺スポーツセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第157号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名 称	指定管理 者	指定期間
千葉市ビジネス支援センター	千葉市中央区中央4丁目5番1号 公益財団法人千葉市産業振興財団 理事長 北村 彰英	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

~~~~~

議案説明

千葉市ビジネス支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第158号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名 称          | 指定管理者                                      | 指定期間                        |
|-----------------|--------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市富田都市農業交流センター | 千葉市若葉区富田町696番地13<br>富田町管理運営組合<br>組合長 小倉 将稔 | 平成29年4月1日から<br>平成34年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めらるるものであります。

議案第159号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉市子ども交流館	千葉ミライ子どもプロジェクト 事業体 東京都目黒区下目黒1丁目 1番11号目黒東洋ビル4階 アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目 14番9号 テルウェル東日本株式会社 代表取締役社長 三和 千之	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで



議案説明

千葉市子ども交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第160号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉市子育て支援館	千葉市中央区中央4丁目5番1号 公益社団法人千葉市民間保育園協議会 会長 山崎 淳一	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

~~~~~

議案説明

千葉市子育て支援館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第161号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称  | 指定管理者                                                                                                                          | 指定期間                        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市科学館 | コングレ・東急コミュニティー共同事業体<br>大阪府中央区淡路町3丁目6番13号<br>株式会社コングレ<br>代表取締役社長 武内 紀子<br><br>東京都世田谷区用賀4丁目10番1号<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役 雑賀 克英 | 平成29年4月1日から<br>平成34年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市科学館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第162号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉市蘇我スポーツ公園 第2多目的グラウンド (南)	MMT 共同事業体 千葉市中央区千葉港2番1号 株式会社千葉マリスタジアム 代表取締役社長 岩成一弘	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
	東京都中央区入船3丁目6番3号 日本メックス株式会社 代表取締役社長 今泉正義	
	東京都中央区日本橋人形町2丁目 33番8号 東洋グリーン株式会社 代表取締役社長 山田孝雄	

議案説明

千葉市蘇我スポーツ公園第2多目的グラウンド(南)の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第163号

議決事件の一部変更について

平成27年3月5日議決され、平成27年9月25日一部変更議決された「千葉市こてはし学校給食センターPFI特定事業に係る特定事業契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成28年11月25日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 6,982,445,426円に物価変動による増減額
及び消費税を加算した額の範囲内

変更後 7,003,323,281円に物価変動による増減額
及び消費税を加算した額の範囲内

(参考－１)

議案第６２号

特定事業契約について

市は、次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

平成２７年２月１６日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 事業名称 千葉市こてはし学校給食センターPFI特定事業
- 2 事業内容 (1) 施設の設計・建設・引渡し
ア 名称 千葉市こてはし学校給食センター
イ 所在地 千葉市花見川区三角町７８２番地
(2) 施設の維持管理・運営
ア 用地及び施設 市の行政財産の無償貸与
- 3 契約方法 総合評価一般競争入札
- 4 契約金額 ６，８９０，６７５，０００円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内
- 5 事業期間終了日 平成４４年３月３１日
- 6 契約の相手方 千葉市美浜区新港６２番地
株式会社千葉こてはし学校給食サービス
代表取締役 山本徳憲

(参考－２)

議案第１５６号

議決事件の一部変更について

平成２７年３月５日議決された「千葉市こてはし学校給食センターPFI特定事業に係る特定事業契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成２７年９月２５日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 6,890,675,000円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内

変更後 6,982,445,426円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内



議 案 説 明

千葉県こてはし学校給食センターPFI特定事業に係る特定事業契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。